

## 平成 27 年度 事務事業評価の実施について

### 1. 事務事業評価の目的

事務事業評価を実施することにより、職員の事務事業に対する意識の向上を図り、もって市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、市政に関し市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

### 2. 今年度の事務事業評価の方針

今年度は、評価の結果を来年度に反映させるために、今年度実施している事業を評価することとする。

評価対象事業のうち、市民への影響、事業費の額、検証の必要性などから重要・影響の大きい事業として外部評価の対象として年内に評価を行い、来年度予算に反映させることとする。それ以外の事業については 1～3 月に評価を行う。

### 2. 評価対象事業

- (1) 市総合計画第 3 期実施計画の掲載事業のうち、平成 27 年度に実施している事業
- (2) 年度当初に各部等の重点目標とした事業
- (3) その他指定する事業

### 3. 評価方法

- (1) 事業担当課による評価（内部評価）
- (2) 総務課による評価（内部評価）
- (3) 外部評価専門部会による評価（外部評価）

### 4. 内部評価の時期

- (1) 1 回目（年内）

評価対象事業のうち、重要・影響の大きい事業として指定する事業

- (2) 2 回目（1～3 月）

評価対象事業のうち、(1)以外の事業

※ 市総合計画実施計画の掲載事業は、政策財政課で行う実施計画のローリングと同時に行う。（1 月の予定）

※ 各部等の重点目標とした事業は、総務課で行う各部等の重点目標達成状況報告と同時に行う。（2 月の予定）

- (3) 3 回目（4～6 月）

全事業において、事業終了となり変更となった部分の修正

## 5. 外部評価について

第三者の立場から評価を行うことを目的として、十和田市行政改革推進懇談会に部会を設け、その部会において評価を行う。

今年度は、評価対象事業のうち重要・影響の大きい事業として指定する事業（1回目の内部評価対象事業）を、外部評価対象候補とする。外部評価対象候補事業の中から、部会において、事務事業評価対象を2事業選定し、市が選定する2事業と併せ、計4事業の評価を行うこととする。

※ 教育委員会事業については、教育委員会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき評価を行っているため除外する。

---

### 【参考】

#### 前年度までの事務事業評価との相違点

##### (1) 評価対象年度

前年度まで…評価を行う年度の前年事業

今年度 …評価を行う年度の事業

##### (2) 評価対象事業

前年度まで…市総合計画実施計画に掲載されている事業  
その他指定する事業

今年度 …市総合計画実施計画に掲載されている事業  
各部等の重点目標  
その他指定する事業

##### (3) 内部評価の時期

前年度まで…評価対象とした全ての事業を夏に実施

今年度 …① 評価対象事業のうち、特に重要な事業は年内に実施

② ①以外の評価対象事業は1～3月に実施

③ 事業終了に合わせた事業費等の修正を4～6月に実施

##### (4) 外部評価の対象

前年度まで…評価対象事業のうち、評価を行うべきものとして指定した事業の中から市が指定する2事業、委員が指定する2事業の計4事業

今年度 …評価対象事業のうち、とくに重要な事業として指定する事業のうち、市が指定する2事業、委員が指定する2事業の計4事業